税目			課税標準額等	税率
市町村税	普通税	市町村民税		※　資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 制限税率　標準税率の1.2倍
			2　法人税割 法人税額	2　法人税割 標準税率　100分の６ 制限税率　100分の8.4
		固定資産税	土地、家屋又は償却資産の価格（適正な時価。土地及び家屋については、３年ごとに評価替え）	標準税率　100分の1.4
		交付金	国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格（住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの）	一定率　100分の1.4
		軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。）の台数	標準税率 1　原動機付自転車 (1) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの((3)及び(5)に掲げるものを除く。)　年額 2,000円 (2) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの((3)に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの　年額 2,000円 (3) 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額 2,000円 (4) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの((3)に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの　年額 2,400円 (5) 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの　年額 3,700円 2　軽自動車及び小型特殊自動車 (1) 二輪のもの(側車付のものを含む。)　年額 3,600円 (2) 三輪のもの　年額 3,900円 (3) 四輪以上のもの 乗用　営業用　年額 6,900円 自家用　年額10,800円 貨物用　営業用　年額 3,800円 自家用　年額 5,000円 3　二輪の小型自動車　年額 6,000円 制限税率　標準税率の1.5倍

税目			課税標準額等	税率
市町村税	目的税	市たばこ町村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等　1,000本につき　6,552円
		鉱産税	鉱物の価格	標準税率　100分の１ （鉱物の掘採の作業場において１月間に掘採された鉱物の価格が２百万円以下である場合は100分の0.7） 制限税率　100分の1.2 （鉱物の掘採の作業場において１月間に掘採された鉱物の価格が２百万円以下である場合は100分の0.9）
		特別保有土地税	※　平成15年度以降当分の間課税停止	※　平成15年度以降当分の間課税停止
		入湯税	入湯日数	標準とする税率　１人１日につき150円
		事業所税	1　資産割 事業所床面積 2　従業者割 従業者給与総額	一定税率　１平方メートルにつき　600円 一定税率　100分の0.25
		都市計画税	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格	制限税率　100分の0.3
		水利地益税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		共同施設税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		宅地開発税	宅地の面積	条例で定める。